

平成30年4月10日

保護者各位

貝塚市立第四中学校長 藤野 信治

暴風警報発令及び特別警報発令時における 臨時措置について

平素は、本校の教育活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、本校では、暴風警報発令時
及び特別警報発令時に、下記のとおり臨時措置をとりますので、ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

記

1. 午前7時の時点で、大阪府全域、泉州地域・貝塚市に暴風警報及び特別警報が発令されている場合は、生徒は臨時休業とします。

※ただし、大雨・洪水警報等が発令されているときには、通常どおり学校がありますので、気をつけて登校するようにご指導お願いします。